

フタル酸エステル類を含有するポリ塩化ビニルを
主成分とする合成樹脂製器具・容器包装に関する使用規制Q&A

(注：平成22年11月11日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課・監視安全課事務連絡「フタル酸エステルの規格基準の取扱いに関するQ&Aについて」により改正)

1. 告示の適用について

(Q1：削除)

Q2. 「油脂又は脂肪性食品を含有する食品」には、どのような食品が該当するのか。

A. 「油脂及び脂肪性食品」の定義については、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（昭和48年環食化第541号）の記の第2の2に定義されているように「食品中又は食品表面の油脂含量がおおむね20%以上で、乾燥した固形食品以外の食品」であり、例えば、牛脂、植物油、ハム、ベーコン、牛肉、豚肉、チョコレート、ポテトチップス、てんぷら、油揚げ、さつま揚げ、コロッケ、トンカツ、マヨネーズ、ドレッシング、チーズ、バターなどが含まれます。

また、「油脂又は脂肪性を含有する食品」としては、上記の食品だけでなく、それらを用いた食品、例えば油脂で炒めたり、焼いたり、揚げたり、炒めてから煮た食品、及び脂肪性食品を材料としている食品がすべて含まれます。具体的には、ハンバーグ、ぎょうざ、からあげ、肉団子、カレー、ビーフシチュー、肉じゃが、野菜炒め、きんぴらごぼう、油や油揚げを含む煮物、ポテトサラダ、ドーナツ、ケーキ、クッキー、かりんとう、あげせんべいなどが挙げられます。

Q3. 「油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触するポリ塩化ビニルを主成分とする器具又は容器包装」には、どのようなものが該当するのか。

A. 「油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具又は容器包装」とは、器具又は容器包装が接触する食品の部分に油脂又は脂肪性食品が存在することを意味するので、例えば、弁当の一部に油いためが含まれていてそれが手袋や容器包装に接触する場合も該当します。

Q4. 「油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具又は容器包装」の範囲の中に、通常は直接接触していない場合も含まれるのか。

A. 通常は油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触していない器具又は容器包装であっても、例えば、調理済みの食品のカバーのように、輸送中や商品を取り扱う最中に接触する可能性が高い器具又は容器包装や、食品と直接接触する包装が紙等で

油脂分を透過する場合の外装も今回の規制対象の範囲に該当します。

Q 5. 油脂又は脂肪性食品に使用しない器具・容器包装には、DEHPを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を使用できるのか。DEHPを原材料として用いた塩化ビニル製の手袋は使用可能となるのか。

A. 油脂又は脂肪性食品を含む食品以外の食品に用途が限定されていれば、DEHPを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装を使用することは差し支えありませんが、用途が限定されていない場合、例えば、DEHPを原材料として用いた塩化ビニル製手袋の食品への使用については、今回の規制の対象となります。

なお、DEHPを可塑剤として含有する塩化ビニル製手袋については、「塩化ビニル製手袋の食品への使用について」（平成12年6月14日付け衛化第31号）に従い、引き続きこの原材料の使用を避けることとされていることに御留意願います。

(Q 6～Q 8：削除)

2. 検査について

Q 9. 器具又は容器包装においては、「油脂又は脂肪性食品を含有する食品に用いる器具又は容器包装には、DEHPを含有するポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。ただし、DEHPが溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合はこの限りでない。」となっており、これらの内容を確認するために、材質試験、溶出試験についてそれぞれ判断基準はどのように設定されているか。

A.

(1) 材質試験については、以下のとおりです。

- ・ 「0.1%以下」とは、有効数字上小数第2位での四捨五入となり、その数値で評価を行うこととなります。
- ・ 材質試験の0.1%の数値については、材質への製造工程からのコンタミネーション等を考慮して、EUにおける玩具の暫定的禁止における材質の限度値(0.1%以下)と同じにしたものであります。なお、今回の法の趣旨は「用いない」ことである点にご注意ください。

(2) 溶出試験については、以下のとおりです。

- ・ 溶出試験は、溶出又は浸出しないことを確認するために行うものであり、1ppmについては、試験操作における試薬、水、機器等からのコンタミネーションを考慮して設定しております。

Q10. 試験の対象となるのは、どの部位か。

A. 器具及び容器包装については、食品に直接接触する部分がポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具及び容器包装を対象とします。

Q11. 輸入時の届出の際の留意点を示してほしい。

A.

- ・ DEHPやDINPを原材料として用いていないことが確認できないポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装については、試験成績書の添付による確認が必要です。

また、DEHPが溶出するおそれがないことが確認できないポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装についても試験成績書の添付による確認が必要です。

- ・ DEHPを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装を輸入する際には、「油脂又は脂肪性食品を含む食品」に対して使用しないものであることが必要とされるので、その使用対象食品を輸入届出書の備考欄に記載願います。